

令和7年4月22日時点のものであり、
内容が変更となる可能性があります。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許 可 申 請 の 手 引 (案)

本手引きについては、随時更新中であり、
内容が変更となる可能性があります。

令和7年3月11日
令和7年4月17日
令和7年4月22日 時点



三重県

令和7年4月22日時点のものであり、
内容が変更となる可能性があります。

この手引は、三重県において申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
規則	三重県宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（案）（令和7年三重県規則第 号）

目 次

目次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要.....	1
1-1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	1
1-2	許可を要する工事	1
1-3	許可又は届出を要しない工事	4
1-4	みなし許可について.....	6
1-5	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域.....	6
2	工事の技術的基準及び設計者資格	7
2-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準.....	7
2-2	土石の堆積に関する工事の技術基準.....	8
2-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格.....	8
3	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等.....	9
3-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領.....	9
3-2	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領.....	19
3-3	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等申請手数料（案）	21
3-4	申請窓口・許可担当部署.....	23
3-5	標準処理期間.....	27
4	事前相談.....	28
5	検査・定期報告.....	29
5-1	中間検査.....	29
5-2	定期報告.....	30
5-3	完了検査等.....	31
5-4	留意事項.....	31
6	手続き様式.....	32
7	問合せ先.....	33
7-1	盛土規制法の問合せ先.....	33

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用 語	定 義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地	・農地、採草牧草地及び森林並びに道路、公園及び河川等の公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という)以外の土地をいう。
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。(政令第 1 条)
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

宅地造成盛土等工事規制区域と特定盛土等規制区域では、許可の対象規模が異なります。(表1-2、図1-1参照)

表 1-2 許可を要する工事

行 為	対 象 規 模
宅地造成 (法第2条、政令第3条)	《宅地造成等工事規制区域》 ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500m²を超えるもの
特定盛土等 (法第2条、政令第3条、 政令第28条)	《特定盛土等規制区域》(注2) ①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの
土石の堆積(注1) (法第2条、政令第4条、 政令第28条、 省令第8条(10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m²を超えるもの 《特定盛土等規制区域》(注2) ①高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1,500m²を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m²を超えるもの

(注1) 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

(注2) 特定盛土等規制区域内において、宅地造成等工事規制区域内の対象規模に該当する場合には、届出が必要となります。(表1-2-1参照)

許可対象となる盛土等の規模				
赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域				
＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞				
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等				
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図				
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。				
＜一時的な土石の堆積＞				
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等				
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
イメージ図				

図 1-1 許可対象となる盛土等の規模

出典:盛土規制法パンフレット(事業者用)

表 1-2-1 特定盛土等規制区域での届出対象規模等

行為	対象規模	提出期日	申請書類	備考
宅 地 造 成 又 特 定 盛 土 等	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④ ①及び③に該当しない盛土で、高さが 2mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡を超えるもの	工事に着手する日の30日前まで	別記様式第19号(省令第58条第1項)	法第27条第1項 法第28条第1項
	①高さが 2m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの		別記様式第20号(省令第58条第2項)	

1-3 許可又は届出を要しない工事

表 1-3 許可又は届出を要しない工事

区 分	具 体 的 な 内 容
公共施設用地(注1) (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園(注2)、河川、 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、 水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号) (他法令等の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事等) ・採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事等) ・砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事等) ・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないもの ・政令第4条第1号の土砂の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積(注3)であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(注4)又はその付近(注5)に堆積するもの(注6)
みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第34条各項)	・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事

注 1:公共工事で発生した残土や公共工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、本法の規制対象となる。

注 2:公園は都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。

注 3:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。

注 4:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)についても状況に応じて、工事の現場として取り扱う。

注 5:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

注 6:工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。

1-4 みなし許可について

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可を受けて行う開発行為が盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされます(盛土規制法に基づく許可申請又は届出は不要)。

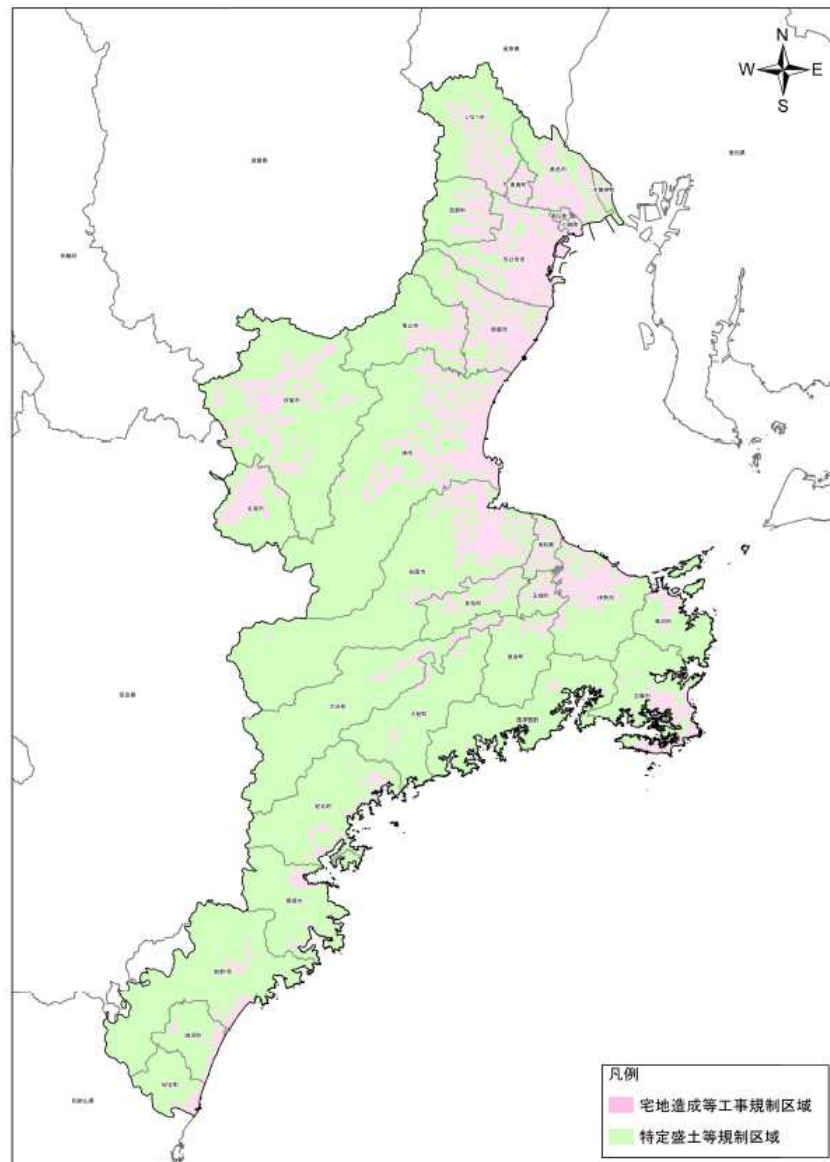
また、みなし許可となる場合についても、盛土規制法に基づく措置として、中間検査、定期報告、標識の掲示が必要となります。

当該開発行為に係る許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、法の規定も適用されるため、開発許可の協議と並行して、盛土規制法の申請窓口に事前協議を行ってください。

1-5 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

図 1-5 規制区域図

令和7年 月 日現在



2 工事の技術的基準及び設計者資格

2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

表 2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第15条第2項	地表面(注2)の雨水その地表水からの侵食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条)

注1)国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2)特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

表 2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項 第 1 号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第 19 条第 1 項 第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項 第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項 第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項 第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

(法第13条第 1 項、法第31条第 1 項、政令第 19 条)

2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

(1) 資格を有する者の設計対象工事(法第 13 条第 2 項、政令第 21 条)

- ・ 高さが 5mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

(2) 設計者資格(法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)

上記(1)の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

⑤主務大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。))

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの

オ アからエのいずれかに該当する者のほか、主務大臣が省令第35条第10号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

3-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し管轄する申請窓口へ提出してください。

表 3-1 申請書提出部数

建築物等を目的とする宅地造成にかかる盛土等の申請

区 分		県土整備部 建築開発課	建設事務所 建築開発室(課)
申請書 提出部数	正本	1部	1部
	副本	3部	2部
	合計	4部	3部

注:2以上の市町にまたがる場合等は、別途相談ください。

その他の盛土等の申請

区 分		各申請窓口
申 請 書 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

注：2以上の市町にまたがる場合等は、別途相談ください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の三重県のホームページの規制区域図から確認して下さい。

(盛土規制区域図URL)

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200178.htm>

① 「土地の所在及び地番(代表地点の緯度経度)」

- ・ 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載し、記載欄に記載できない場合は、別紙等にまとめて下さい。また法定外公共物等についても記載するようにして下さい。
- ・ 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
- ・ 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。

② 「土地の面積」

- ・ 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・ 申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。

③ 「盛土のタイプ」

- ・ 盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可)
 - ア 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - イ 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - ウ 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

④ 「土地の地形」

- ・ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条)
 - ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

ウ アイの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。
- ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

⑤「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

- ・ P.1「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・ 許可申請の対象となる土地の面積、（盛土切土又は土石の堆積をする土地の面積）であって、手数料の額を判定する面積となります。

ハ. 工程の概要

- ・ 工程表を添付して下さい。

⑥「その他必要な事項」

- ・ 他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点
--

「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」

- ・ 変更前後が分かるように記入して下さい。
- ・ 次に掲げる変更は、軽微な変更の届出の対象となります。軽微な変更の場合は、変更許可を必要としませんが、その変更内容については許可権者に届出を行う必要があります。
 - 工事主、設計者又は工事施工主の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 工事の着手年月日又は工事の完了予定年月日の変更
(土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 3-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	附 属 書 類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1. 許 可 申 請 書		・申請者、工事の概要 等を記載	要	要	(省令第 7 条第 1 項)
2. 設計者 資格証 明書	卒業証明書	・高さが 5mを超える 擁壁の設置 ・盛土又は切土をす る土地の面積が ・1,500m ² を超える 土地における排水 施設の設置	左記の設計 をするとき は要	左記の設計 をするとき は要	設計者の資格は、「3－ 3 資格を有する者の設 計対象、設計者資格」を 参照のこと
	実務経歴証明 書				
	資格、免許等 の写し				
3. 構造計 算書		・擁壁又は崖面崩壊 防止施設の概要 (注1) ・構造計画、応力算 定及び断面算定	備考に該当 する場合は 要	備考に該当 する場合は 要	・鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造の 擁壁を設置する場合 (省令第 7 条第 1 項 第 2 号) ・崖面崩壊防止施設の 場合(政令第 14 条、 省令第 31 条)
		・措置の概要、構造 計画、応力算定及 び断面計算等	—	備考に該当 する場合は 要	・土石の堆積を行う面 (鋼板等を使用したも のであって、勾配が 10 分の1以下である ものに限る。)を有す る堅固な構造物、又 は、堆積した土石の滑 動を防ぐため又は滑 動する堆積した土石 を支えるための構造 物を設置等する場合 (省令第 7 条第 2 項 第 2 号、第 32 条)
			—	備考に該当 する場合は 要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等を設置する場 合(省令第 7 条第 2 項第 3 号、第 34 条 第 1 項第 1 号)

4.地盤、崖面及び溪流における盛土の安定計算書		・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書	備考に該当する場合は要	—	・災害の生じるおそれ が特に大きい土地に おいて、高さ 15mを 超える盛土をする場 合(省令第 7 条第 1 項第 3 号) ・崖面を擁壁で覆わな い場合(省令第 7 条 第 1 項第 4 号)
		・盛土の安定計算書	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・溪流等において盛土 をする場合
5.その他審査に必要な書類 [検討中]	許認可等の写し	・他の法令で許認可 等を要する時は、そ れらの許認可等を 証する書類	要	要	
	委任状		備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	代理人が申請手続きを 行う場合
	土地・工作物 登記簿謄本	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積 に関する工事の施 行区域内の土地登 記簿謄本	要	要	申請時直前のものでは あること
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条 件を満足しているこ とが分かる書類	当該擁壁を 使用する場 合は要	当該擁壁を 使用する場 合は要	(政令第 17 条)

	工事主の資力・信用に関する書類	〈共通事項〉 ・資金計画書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・最近3年間の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・①役員の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ・最近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書 〈盛土等を行った土地を譲渡することを業とする者の場合〉 ・宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要	要	(省令第7条第1項第7号～第9号、細則第4条第1項第1～4号、第6号)
	工事施行者の能力に関する書類	・法人の登記簿謄本 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書	要	要	(本法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第4条第1項第5号)
	申請地及びその周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項第6号)

	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事施行同意書 (印鑑証明書)	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類	要	要	妨げとなる権利とは所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取得権等がある (省令第7条第1項第10号)
	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注3)	○住民周知の範囲 ・(注4)の表に示す範囲 ○開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等) 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)	要	要	(省令第6条、第7条第1項第11号)
	工事主の誓約書(注5) [検討中]	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約	要	要	

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付して下さい。

(注2) 次にあげる土地において政令第3条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

- ・政令第七条第二項第二号に規定する土地(渓流等)

(注 4)

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲(※参考図Lの範囲)	法尻からの水平距離 L $L \leq 2h$ 盛土高 h 地盤勾配1/10未満 $L \leq 2H$ 安全対象との隔離 H L H 切土高
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲(※参考図Iの範囲)	のり肩から下方の水平距離 I $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲(※参考図)	溪床勾配2度以上の範囲

(注 5)様式は、次の三重県ホームページで公表しています。

(様式のURL) 準備中

表 3-3 許可申請に必要な図書

図面の 名 称	明 示 す べ き 事 項		区 分		備 考
	内 容	縮 尺	宅 地 造 成、特 定 盛 土 等	土石の 堆 積	
1.位置 図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)
2.地形 図	・方位及び土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2m の標高差を示すものとする。 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
3.平面 図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(緑色で着色)又は切土(茶色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)
4.断面 図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第 7 条第 1 項第 1 号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第 7 条第 2 項第 1 号)

5. 排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	汚水・雨水を区分すること。流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること。 (省令第7条第1項第1号)
6. 崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7. 擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8. 擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)
11. 土地の公図の写し[検討中]	・土地の境界(赤枠で囲むこと)並びに土地の地番を示すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。

12. 現況地番図	・同上		要	要	所有権者名及び地目を記入すること。
13. 排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14. 防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	—	
15. 防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	—	
16. 丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	

3-2 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、表3-5に掲げる工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項に基づき、次の要領で届出書を作成し、申請窓口へ次表の部数を提出してください。

ただし、法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第2項又は第 35 条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表 3-4 届出書提出部数

建築物等を目的とする宅地造成にかかる盛土等の申請

区 分		県土整備部 建築開発課(県庁)	建設事務所 建築開発室(課)
届 出 書 提出部数	正本	1部	1部
	副本	3部	2部
	合計	4部	3部

注：2以上の市町にまたがる場合等は、別途相談ください。

その他の盛土等の申請

区 分		各申請窓口
申 請 書 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

注：2以上の市町にまたがる場合等は、別途相談ください。

表 3-5 届出書の規模

書類の名称	工 事 の 内 容	提出期日	様 式	備 考
届出書	次の全部又は一部の 除却工事を行う場合 ①高さが2メートル超 の擁壁又は崖面崩 壊防止施設 ②地表水等を排除す るための排水施 ③地滑り防止ぐい等	工事に着 手する日 の14日前 まで	様式第17(省令 第55条、省令第 85条)	(法第21条第3 項、法第40条第3 項、政令第26条各 項、政令第34条)
	公共施設用地を宅地又 は農地等に転用した場 合	転用した日 から14日以 内	様式第18(省令 第56条、省令第 86条)	(法第21条第4 項、法第40条第4 項)

添付書類は位置図、平面図、断面図(ただし断面図は法21条第3項、法第40条第3項の届出に限る)

擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

- ・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第10条に基づく様式第9号又は10号(細則24条に基づく場合は様式第16号又は17号)により変更届出書を提出しなければなりません。

3-3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等申請手数料(案)

表 3-6 宅地造成、特定盛土等

1件あたり

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
500m ² 以内のもの	19,000円
500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの	30,000円
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内のもの	40,000円
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの	56,000円
3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの	69,000円
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの	91,000円
10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの	130,000円
20,000m ² を超え 40,000m ² 以内のもの	210,000円
40,000m ² を超え 70,000m ² 以内のもの	330,000円
70,000m ² を超え 100,000m ² 以内のもの	480,000円
100,000m ² 以内を超えるもの	620,000円

注) 変更許可申請の場合は、当初の手数料の1/10に加えて、変更に係る部分の盛土、切土又は土石の堆積の土地の面積に応じた手数料の額とします。

表 3-7 土石の堆積

1件あたり

土石の堆積をする土地の面積	手数料の額
500m ² 以内のもの	15,000円
500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの	17,000円
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内のもの	19,000円
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの	22,000円
3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの	29,000円
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの	32,000円
10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの	38,000円
20,000m ² を超え 40,000m ² 以内のもの	51,000円
40,000m ² を超え 70,000m ² 以内のもの	67,000円
70,000m ² を超え 100,000m ² 以内のもの	98,000円
100,000m ² 以内を超えるもの	110,000円

■宅地造成、特定盛土等の変更許可申請手数料（案）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が620,000円を超えるときは、620,000円）

- 1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。）については盛土又は切土をする土地の面積（2に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ表3-6に規定する額に1/10を乗じて得た額
- 2 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成及び特定盛土等に関する工事の設計の変更については新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ表3-6に規定する額
- 3 その他の変更 10,000円

■中間検査申請手数料

1件あたり

盛土又は切土をする土地の面積		手数料の額
500m ² 以内のもの		4,400円
500m ² を超え	1,000m ² 以内のもの	4,500円
1,000m ² を超え	2,000m ² 以内のもの	4,700円
2,000m ² を超え	3,000m ² 以内のもの	5,000円
3,000m ² を超え	5,000m ² 以内のもの	5,500円
5,000m ² を超え	10,000m ² 以内のもの	6,400円
10,000m ² を超え	20,000m ² 以内のもの	8,500円
20,000m ² を超え	40,000m ² 以内のもの	12,000円
40,000m ² を超え	70,000m ² 以内のもの	19,000円
70,000m ² を超え	100,000m ² 以内のもの	27,000円
100,000m ² 以内を超えるもの		45,000円

■土砂の堆積の変更許可申請手数料

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が110,000円を超えるときは、110,000円）

- 1 土石の堆積に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。）については土石の堆積をする土地の面積（2に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ表3-7に規定する額に1/10を乗じて得た額
- 2 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ表3-7に規定する額
- 3 その他の変更 10,000円

■宅地造成及び特定盛土等規制法に適合していることを証する書面の交付申請手数料 4,000円

3-4 申請窓口・許可担当部署

三重県における、盛土規制法に基づく許可等の所管は、次のとおりです。

表 3-8 申請窓口及び許可担当部署

1 建築物等を目的とする宅地造成

盛土等が該当する個別法令等	相談窓口（連絡先）	所管課
建築物等を目的とする宅地造成 （都市計画法第4条第12号に該当する開発行為） ※ただし、同法第29条第1項第4号から第9号までのいずれかに該当する開発行為又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受ける開発行為を除く。	別表1 参照	県土整備部 建築開発課

2 建築物等を目的とする宅地造成以外

盛土等が該当する個別法令等	相談窓口（連絡先）	所管課
道路区域における盛土等 （道路法第24条に該当する行為）	別表2 参照	県土整備部 道路管理課
河川保全区域における盛土等 （河川法第55条第1項に該当する行為）		県土整備部 河川課
砂防指定地における盛土等 （三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項に該当する行為）		県土整備部 防災砂防課
急傾斜地崩壊危険区域における盛土等 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項に該当する行為）		
地すべり防止区域における盛土等 （地すべり等防止法第18条第1項に該当する行為）※ただし、国土交通省所管に限る。		
海岸保全区域における盛土等 （海岸法第8条第1項に該当する行為）		
港湾隣接地域における盛土等 （港湾法第37条第1項に該当する行為）		県土整備部 港湾・海岸課
土地区画整理事業の施行区域内における盛土等	県土整備部都市政策課 （TEL：059-224-2751）	

盛土等が該当する個別法令等	相談窓口（連絡先）	所管課
農地法で定める農地及び採草放牧地並びに農業振興地域の整備に関する法律で指定する農業振興地域の農用地区域における盛土等	農林水産部農地調整課 (TEL : 059-224-2550)	
地域森林計画対象民有林における許可対象の盛土等及び 国有林の地域別の森林計画区域における許可対象の盛土 (森林法第10条の2第1項に該当する開発行為)	農林水産部治山林道課 (TEL : 059-224-2573)	
地域森林計画対象民有林における届出対象の盛土等及び 国有林の地域別の森林計画区域における届出対象の盛土 (森林法第10条の8第1項に該当する開発行為)		
地域森林計画対象民有林の保安林内における盛土等 (森林法第34条第2項に該当する土地の形質を変更する行為)		
上記個別法令にかかるもの以外	環境生活部環境共生局 大気・水環境課 (TEL : 059-224-2382)	

別表1 建築物等を目的とする宅地造成

部局名	所管区域等	連絡先	所在地
県土整備部 建築開発課開発審査班	津市 面積1ha以上、又は申請地が2以上の建設事務所の所管区域に属するもの	059-224-3087	津市広明町13番地
桑名建設事務所 建築開発室	桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町	0594-24-3667	桑名市中央町5丁目71
四日市建設事務所 建築開発室	四日市市 菰野町 朝日町 川越町 鈴鹿市 亀山市	059-352-0684	四日市市新正4丁目21-5

令和7年4月22日時点のものであり、
内容が変更となる可能性があります。

松阪建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課	松阪市 多気町 明和町 大台町	0598-50-0587	松阪市高町138
伊勢建設事務所 建築開発室	伊勢市 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	0596-27-5210	伊勢市勢田町 628-2
志摩建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課	鳥羽市 志摩市	0599-43-9651	志摩市阿児町鶴 方3098-9
伊賀建設事務所 建築開発室	名張市 伊賀市	0595-24-8239	伊賀市四十九町 2802
尾鷲建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課	尾鷲市 紀北町	0597-23-3546	尾鷲市坂場西町 1番1号
熊野建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課	熊野市 御浜町 紀宝町	0597-89-6148	熊野市井戸町 371

別表 2 道路区域、河川保全区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、海岸保全区域
又は港湾隣接地域における盛土等

部局名	所管区域等	TEL	所在地
桑名建設事務所 総務・管理室 管理課	桑名市 いなべ市 木曽岬町 東員町	0594-24-3662	桑名市中央町5 目71
四日市建設事務所 総務・管理室 管理課	四日市市 菰野町 朝日町 川越町	059-352-0667	四日市市新正4 丁目21-5
鈴鹿建設事務所 総務・管理室 管理課	鈴鹿市 亀山市	059-382-8683	鈴鹿市西条5- 117

令和7年4月22日時点のものであり、
内容が変更となる可能性があります。

津建設事務所 総務・管理室 管理課	津市	059-223-5203	津市桜橋3-446-34
松阪建設事務所 総務・管理・建築室 管理課	松阪市 多気町 明和町 大台町	0598-50-0586	松阪市高町138
伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課	伊勢市 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町	0596-27-5202	伊勢市勢田町 628-2
志摩建設事務所 総務・管理・建築室 管理課	鳥羽市 志摩市	0599-43-9627	志摩市阿児町鵜 方3098-9
伊賀建設事務所 総務・管理室 管理課	名張市 伊賀市	0595-24-8208	伊賀市四十九町 2802
尾鷲建設事務所 総務・管理・建築室 管理課	尾鷲市 紀北町	0597-23-3527	尾鷲市坂場西町 1番1号
熊野建設事務所 総務・管理・建築室 管理課	熊野市 御浜町 紀宝町	0597-89-6141	熊野市井戸町 371

3-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

表 3-10 標準処理期間

認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（単位：日）
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	75

- 1.標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- 2.適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- 3.標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。他法令との関係については、表7-1に示す関係部局に問い合わせてください。

申請前に、申請書類一式を作成して、許可担当部署に必ず事前相談をしてください。申請前に周辺住民への周知、地権者等の同意の取得も必要です。

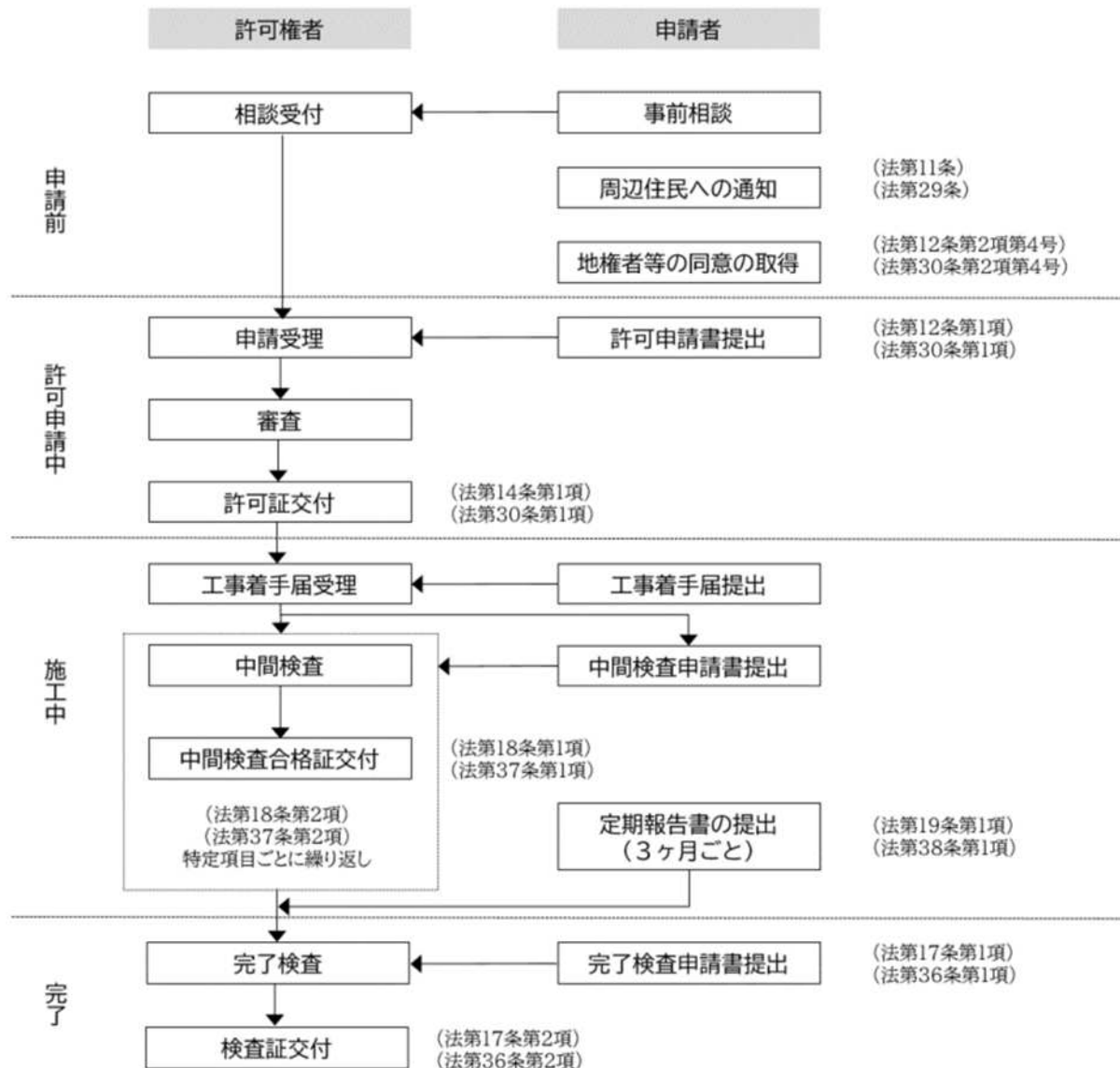


図 4-1 申請の流れ（宅地造成、特定盛土等）

5 検査・定期報告

5-1 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

表 5-1 中間検査の対象規模等

行 為	検査を要する規模	対 象 工 程	申 請 書 類	検 査 申 請 時 期
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 5m 超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超(①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	別記様式第13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から4日以内

また上記の対象規模等に該当するみなし許可についても、手続きが必要となります。

5-2 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表 6-3 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間
宅地造成 又は特盛土	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 5m 超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超(①～④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	別記様式第12又は第19号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可より 3か月以内ごと
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ②堆積の面積 3,000 ㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	別記様式第13又は第20号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真	

また上記の対象規模等に該当するみなし許可についても、手続きが必要となります。

5-3 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表6-4 完了検査

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	別記様式第 9	工事完了から 4 日以内
土石の堆積	確認申請	別記様式第 11	

また上記の対象規模等に該当するみなし許可についても、手続きが必要となりますが、
法第15条2項に規定するみなし許可(開発許可みなし)については、手続き不要です。

5-4 留意事項

検査・定期報告の実施に当たっては、次の各事項に留意する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- 6) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じること

6 手続き様式

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請(法第 12 条第 1 項、法第30 条第 1 項)のほか、法、規則に基づく手続きに使用する様式は、表8-1のとおりです。

表 8-1 その他の手続

		手続きの種類	根拠法令等	様式
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可 (宅地造成等工事規制区域内)	法第 12 条 第 1 項	別記様式第 2又は第4(省令第 7 条第 1項)
		特定盛土等に関する工事の届出 (特定盛土等規制区域内)	法第27条 第1項	別記様式第19(省令第58条第1 項)
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更 許可	法第 16 条 第 1 項	別記様式第 7 又は第 8(省令第 37条各項)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する 工事計画の変更許可	法第 35 条 第 1 項	別記様式第 7 又は第 8(省令第 67条各項)
		宅地造成等に関する工事計画の軽微 な変更の届出	法第 16 条 第 2 項	別記様式第 6 (細則第 8 条)
		特定盛土等又は土石の堆積に関する 工事計画の軽微な変更の届出	法第 35 条 第 2 項	別記様式第 15 (細則第20 条)
標識 の 掲示		標識の掲示	法第 49 条	別記様式第 23 又は第 24(省 令第 87 条)
工事等 の 届出	当初	工事着手の届出	細則第5 条又 は第17 条	別記様式第 1 又は第 14 (細則第5 条又は第17 条)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の 際、宅地造成等に関する工事を行っ ている場合)	法第 21 条 第 1 項	別記様式第 15 又は第 16(省 令第 52 条各項)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高 さ 2m超の擁壁、排水施設等の全部 又は一部の除去工事をする場合)	法第 21 条 第3項	別記様式第 17(省令第 55 条)
		工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公 共施設用地を宅地又は農地等に転用 した場合)	法第 21 条第 4項又は第40 条第4項	別記様式第 18(省令第 56 条又 は第86条)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域の指定の際、特 定盛土等又は土石の堆積に関する工 事を行っている場合)	法第 40 条 第 1 項	別記様式第 15 又は第 16(省令 第 82 条各項)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一 部の除去工事をする場合)	法第 40 条 第3項	別記様式第 17(省令第 85 条)
		工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、公共施 設用地を宅地又は農地等に転用した 場合)	法第 40 条 第4項	別記様式第 18(省令第 86 条)

令和7年4月22日時点のものであり、
内容が変更となる可能性があります。

中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条 第 1 項	別記様式第 13(省令第 46 条)
	特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 37 条 第 1 項	別記様式第 13(省令第 76 条)
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第 19 条 第 1 項	別記様式第 12 又は第 13 号(細則第 15 条各項)
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 38 条 第 1 項	別記様式第 19 又は第 20 (細則第 26 条各項)
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 17 条 第 1 項	別記様式第 9(省令第 40 条)
	特定盛土等に関する工事完了の検査	法第 36 条 第 1 項	別記様式第 9(省令第 70 条)
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条 第 4 項 法第 36 条 第 4 項	別記様式第 11(省令第 43 条又は第 73 条)

7 問合せ先

7-1 盛土規制法の問合せ先

3-4 申請窓口・許可担当部署を確認してください。